第1 監査の概要

1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査

2 監査対象 イージス・グループ有限責任事業組合

環境部生活環境課(指定管理に関する事務の所管所属)

3 事前調査期間 平成24年12月18日から平成25年1月14日まで

4 監査期間 平成25年1月15日

5 監査対象年度 平成23年度

6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務

7 監査方法

四日市市北部墓地公園の指定管理者であるイージス・グループ有限責任事業組合に対して、公の施設の管理運営に係る平成23年度における出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。

また、所管所属である環境部生活環境課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名		称	イージス・グループ有限責任事業組合
代	表	者	職務執行者 斎藤 孝宏
住		所	四日市市栄町2番2号

2 指定管理の内容

施設名	四日市市北部墓地公園				
所 在 地	四日市市大矢知町字大沢1981番地25 設置年月:昭和56年12月				
指定管理期間	平成21年4月1日~平成26年3月31日				
指定管理料	15,200,000円(平成23年度)				
指 定 管 理 に 係る収支状況	収 入 15,200,000円 支 出 15,198,376円 収 支 1,624円				
利用実績	処理件数(墓地使用許可等)平成21年度 548件平成22年度 734件(前年度比 186件 増)平成23年度 771件(前年度比 37件 増)				

3 指定管理の業務範囲

- ア 使用の許可、使用許可の取消し、使用権の承継許可等に関すること。
- イ 管理料の徴収に関すること。
- ウ 墓地公園の維持及び修繕に関すること。
- エ その他、墓地公園の運営に関して必要と認める業務に関すること。

4 収支状況

単位:円

項目	実施計画 (a)	実績額(b)	比較増減(b)-(a)
利用料金収入	0	0	0
指定管理料	15,200,000	15,200,000	0
収入 計	15,200,000	15,200,000	0
人件費	9,700,000	9,582,508	117,492
管理費	3,957,600	4,161,016	203,416
消耗品費	374,167	355,928	18,239
印刷製本費	72,551	31,500	41,051
光熱水費	930,000	797,046	132,954
修繕料	684,000	0	684,000
通信運搬費	400,000	417,343	17,343
手数料	525,000	856,694	3 3 1 , 6 9 4
保険料	442,021	424,250	17,771
委託料	166,000	941,210	775,210
賃借料	189,000	171,192	17,808
その他	174,861	165,853	9,008
事業費	0	0	0
一般管理費	1,542,400	1 , 4 5 4 , 8 5 2	87,548
支出 計	15,200,000	15,198,376	1,624
収 支	0	1 , 6 2 4	1,624

第3 監査の結果

監査の対象とした四日市市北部墓地公園の指定管理者:イージス・グループ有限責任事業組合に対する公の施設の管理に係る平成23年度における出納その他の事務の執行状況及び同法人に対する所管所属の指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、是正、改善を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、是正、改善等の措置を講じられたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【イージス・グループ有限責任事業組合】

(1)事業報告書について

基本協定書第32条に定める事業報告書に、管理経費の収支状況の記載がなかった。事業報告書には必要な事項を記載すること。 【是正事項】

(2)業務完了報告について

基本協定書第34条に定める管理業務完了届が提出されていなかった。協定書に基づき遺漏がないよう、適正な事務処理を行うこと。 【是正事項】

【環境部生活環境課】

(1)連絡調整会議について

基本協定書第59条に定める連絡調整会議の設置及び運営について、その会議の組織、運営、費用負担等を別途協議して定めることになっているので、詳細について文書化するなど明確にしておくこと。 【是正事項】

2 意 見

【イージス・グループ有限責任事業組合】

(1)指定管理について

指定管理者制度は、民間事業者等のノウハウの活用により、質の高いサービスの提供を期待するものであるが、事業計画書の実施方針に掲げられた安全、公平性、サービスの向上、 経費削減などについて費用対効果の観点からも検証し、着実に成果が上がるような取り組みを行うこと。 【改善事項】

(2)事業収支について

事業収支決算において、実施計画時の予算や収支の勘定科目に誤りがないよう、十分に確認を行うこと。 【改善事項】

(3)管理料の振込手数料について

利用者が墓地管理料を金融機関へ振込む際の手数料は指定管理者が負担しているが、経費削減の視点から負担のあり方について再検討を行うこと。 【要望事項】

(4)研修の実施について

個人情報保護の重要性などの研修を定期的に実施している。それも一つの方法ではあるが、 場合によっては集中的に実施するなど、効果的な研修の実施方法を検討すること。また、業 務の中には樹木の剪定などもあるが、実践的な研修の実施についても検討すること。

【要望事項】

【環境部生活環境課】

(1)指定管理料の削減について

指定管理料の積算や妥当性について、他都市における同規模の墓地公園と費用比較を行うなど研究し、経費削減を図ること。基本は、収支実績報告の支出内訳の精査であり、不要又は重複する経費の排除、非効率な作業による経費の改善要求など地道な指導に基づき、次期指定管理料の削減やより合理性のある金額への改定を行うこと。 【改善事項】

(2)指定管理者制度による管理運営の継続について

市民サービスの向上や経費削減などの観点から、直営の場合と比較するなど、指定管理者制度による管理運営を継続していくことそのものが妥当なのかについても、よく検討を行うこと。 【改善事項】

(3)経営状況の確認について

指定管理者の経営状況について職員が把握できるよう、貸借対照表や損益計算書などの確認一覧表の作成や月次の業務チェックマニュアル導入などを行い、そのノウハウが蓄積されるような方法を検討すること。

【改善事項】

(4)指定管理者に対する指導監督について(重要)

- ア 基本協定書において、監督者を交替させる時には本市に事前相談するよう定められているが実施されていない。基本協定書、年度協定書、仕様書の内容について十分に理解し、指定管理者への指導監督を徹底すること。 【改善事項】
- イ 業務形態や人員配置について理解し、墓地管理料の窓口収納のチェックや抜き打ちで現場 確認を行い、業務実態等を把握して月次報告の確認を行うなど、日常業務への牽制を行うこ と。 【改善事項】
- ウ 保険の加入状況について、証券の内容や確認日などチェック項目を作成して管理すること。 【改善事項】
- エ 研修の履行確認について、誰が研修を受け、受講者にどのような意識改革や技能習得などがあったのか研修効果が確認できる工夫をすること。 【改善事項】
- オ 事業収支決算において修繕料の実績がなかった。修繕の必要性は本当にないのか、必要性 はあっても修繕されないということがないか、現場実査など含めて十分に確認すること。

【要望事項】

(5)市民ニーズへの対応について

- ア 市民ニーズの把握のため、利用者と地域住民を対象にアンケートを実施している。指定管理者からアンケートの結果報告を受けるだけではなく、その後の対応について、業務や現場に確実に反映されるよう働きかけること。 【改善事項】
- イ 利用者の意見・要望等について、水取り場の整備など、事業計画書において指定管理者から本市へ提案・協議する事項として記載されているが、その対応はなされていなかった。市 民サービス向上のためにも、実施に向けた対応策を検討すること。 【改善事項】